

「（仮称）ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方」  
ご意見に対する区の考え方

ご意見に対する区の考え方

条例について

「（仮称）ジェンダー平等を推進するための条例に盛り込むべき考え方」については、今回のパブリックコメントを通してさまざまな意見をいただきました。この考え方に基づき提案予定の条例（以下「条例」という。）につきましては、いただいたご意見を参考しながら、より意義のある条例となるよう区で検討を行い、令和6年第1回区議会定例会に提案してまいります。

本条例が制定・施行された後は、区民、教育関係者、事業者への意識啓発に務めるとともに、区の施策を着実に推進し、「ジェンダー平等社会」の実現に取り組んでまいります。

条例制定の背景として、世界経済フォーラムが発表しているジェンダー・ギャップ指数は、経済、教育、保健、政治の分野ごとに、各国における男性に対する女性の割合を示しています。令和5（2023）年6月に発表された最新のジェンダー・ギャップ指数では、日本は146カ国中125位であり、前年116位よりもさらに後退したことなどから、女性と男性の参画状況の格差が課題であると考えています。

こうした課題の解決に向け、「固定的な性別役割分担意識の解消」や「ワーク・ライフ・バランスの実現」など、条例の基本理念を通して、女性のエンパワーメントの促進に関する普及啓発等に努め、区として社会の意識改革に取り組んでいく必要があると考えています。

A また、令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第10条では、国および地方公共団体等の役割が規定されており、国および地方公共団体は、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が深まるよう、心身の発達に応じた教育・学習の振興、広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等必要な施策を講ずるよう努めるものとする、とされています。そのため、基本理念の一つである「性的指向やジェンダー・アイデンティティに起因する日常生活上の困難の解消」を通して、性別等に起因する生きづらさの解消に取り組んでいく必要があると考えています。

これらの取組みを総合的に推進することにより、「すべての人が性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティにとらわれることなく、それぞれの個性と能力とを發揮して、自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画することができ、誰もが自分らしく生きられる公平で平等な社会」の実現に向けて尽力してまいります。本条例は、ジェンダー平等社会の推進にあたり、区の今後の指針とともに、区の姿勢を区内外に明示する契機となると考えます。

条例の基本理念を推進するための体制ですが、区は、区民、教育関係者、事業者等と協力してジェンダー平等を推進するための会議を設置することなどを考えています。推進会議については、多様な意見を政策形成過程に反映できる委員構成とすることが重要だと考えております。また、推進会議の構成や運営などについては、ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。

条例の周知については、条例の基本理念を推進するためにさまざまな手段を用いて区民等に周知を図り、ジェンダー平等意識の醸成・浸透を図っていくことが重要だと認識しております。区報やホームページ、SNSなどでの発信といった従来の広報活動はもちろん、講演会・講座の開催等を通して、区民等への意識の浸透を図り、今後、区における関連施策へのご理解ご協力をいただきたいと考えております。

また、職員研修などを通じてジェンダー平等に関する庁内の啓発に努めてまいります。

人権侵害および苦情・相談の申出・対応について

B 区は、平成5年に『人権尊重都市品川宣言』を制定し、令和5年に30周年を迎えました。これまで人権尊重の普及啓発に取り組んできた自治体として、条例の基本理念の一つに「人権侵害の根絶」を掲げ、性別等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害を根絶し、すべての人が多様な個人として尊重され、排除されたり、差別や暴力を受けたりすることのない社会を目指してまいります。また、人権侵害の根絶に向けて、この条例に、性別等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害の禁止や、個人の性的指向やジェンダー・アイデンティティに関して、本人の意に反して暴露するといったアウティングの禁止などを掲げることを考えています。

また、区が実施するジェンダー平等の推進に関する施策についてご意見がある場合、また、性別等を理由とした差別その他のジェンダー平等の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合に被害者の救済を図るため、苦情・相談の申出・対応に関する制度を設けます。苦情・相談への対応にあたっては、対応の公平性・適切性を担保するため、必要に応じて専門的知見を有する学識経験者や弁護士などの有識者から意見を聞き、対応してまいります。有識者については、苦情・相談への対応を柔軟に行うため、あえてメンバーを固定化せず、苦情・相談内容に応じて適切な人材に意見を聞き、苦情・相談の解決を図っていく考えです。

なお、区道、河川、公園等の不法使用の監察取締りおよび不法占用の除去につきましては、土木管理課土木監察担当（03-5742-6582）へご相談ください。

## 人権侵害および苦情・相談の申出・対応について（つづき）

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>配偶者暴力相談支援についてですが、区は、令和2年4月1日付で配偶者暴力相談支援センターの機能を整備しました。男女共同参画センターではDV相談において相談者の悩みを聞き、必要に応じて支援や解決のための情報提供を行っています。また、相談者が一時保護や自立支援を希望する場合には、福祉事務所や関連部署との連携を図っています。被害者の立場に立った切れ目のない支援を提供するため、相談窓口の周知や地域での継続的な自立支援の実施、緊急時における安全の確保などを通じて身近な行政主体としての役割を果たしてまいります。</p>   |
| (B) | <p>総務省の『令和5年度版情報通信白書』によれば、日本におけるソーシャルメディア利用者数の令和5年度予測値は、105百万人とされています。（※SNSやアプリを月1回以上利用する人の数（アカウントの有無は問わない。）SNSはコミュニケーションを広げる面がある一方、情報発信の容易さ等から、他人への誹謗中傷を書き込んでしまうなど、その利用に際して他人の人権を侵害してしまう恐れがあります。安易な書き込みでほかの人の人権を傷つけないために、メディア・リテラシーの育成に向けた取組みや情報の発信および流通にあたっては、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮することが必要です。</p> <p>なお、アニメのキャラクターなどの架空の存在に対して、本条例の規定をもってマンガやアニメ、ゲームなどの創作物に対する規制を意図したものではありません。</p> |

## リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて

|   |   |
|---|---|
| C | <p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては、女性は妊娠・出産をする可能性があり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、女性の生涯を通じた健康支援に関する理念だと認識しております。</p> <p>区の啓発・相談事業を通じて、男女ともに、女性の健康に関する知識・情報の取得・理解・活用の向上に努め、男性を含め広く社会全体の認識を高めていくことが重要だと考えており、そのような観点から「すべての人」を主語にしています。</p> <p>緊急避妊薬については、過去の月経などの情報を的確に聴取し判断する必要があることから、対面での処方が必要と捉えています。また、人工妊娠中絶の手術方法に関しては、母体保護法に基づき都道府県医師会が指定した指定医師が適切に判断し行うものと認識しております。</p> |
|---|---|

## 教育について

|   |   |
|---|---|
| D | <p>区では、市民科などの学校教育を通じて、子どもたちが正しい知識と理解を得て、性別や性的指向、ジェンダー・アイデンティティに起因する偏見や差別にとらわれることなく、周囲の人々を大切にできること、また、教育の着実な積み重ねにより、将来に人権や多様性を尊重する公平な社会を築いていくことが重要だと考えています。</p> <p>包括的性教育については、性教育の内容は、人権尊重の精神に則り、生理的、心理的、社会的な側面をもつことから、各学校においては、学習指導要領や区立学校教育要領に基づき、保健の授業に限らず、全教育活動を通じて幅広く指導しております。1年生から系統的に指導することで、包括的性教育に準ずる教育を行ってまいりました。</p> <p>なお、今年度より「生命（いのち）の安全教育」を全校で実施しており、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう指導しております。引き続き、国の方針に基づいた指導を行ってまいります。</p> <p>区立学校への産婦人科医等の外部講師派遣についてですが、これまでも、助産師や産婦人科医を講師に招いた授業を実施している学校があり、理解をより深めることができたと報告を受けております。学校が、児童・生徒の状況に応じて実施を希望する場合は、教育委員会としても支援してまいります。</p> |
|---|---|

## 女性のエンパワーメントについて

|   |  |
|---|--|
| E | <p>2023年6月に発表された最新のジェンダー・ギャップ指数では、日本は146カ国中125位であり、前年116位よりもさらに後退したことから、女性と男性の参画状況の格差が課題であると考えています。</p> <p>妊娠や出産は、職業における女性のキャリアの中止や制約の大きな要因の一つですが、他にもさまざまな要因が組み合わあって、女性にとって不利な状況が生まれることがあると考えます。例えば、家事・育児などが女性の役割であるとする固定的な性別役割分担意識の存在、職場における妊娠中・育児中の女性労働者等への過剰な配慮などが、女性のキャリアプランの停滞や給与の低下につながるため、これらの阻害要因の解消と女性への支援に関する施策が必要です。</p> <p>そのため、課題の解決に向け、区で取組み可能なものとして、「固定的な性別役割分担意識の解消」や「ワーク・ライフ・バランスの実現」など、条例の基本理念を通して、女性のエンパワーメントの促進に関する普及啓発等に努め、社会の意識改革に取り組んでいく必要があると考えています。これらの取組みを総合的に推進することにより、女性が尊厳と誇りをもって、自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できるよう、区として支援してまいります。</p> <p>なお、現状においては、ジェンダー・ギャップ指数の後退などを踏まえ、女性をエンパワーメントするための施策が必要であると認識していますが、将来の環境および社会的状況の変化に対応していくため、必要に応じて、条例の内容を見直してまいります。</p> |
|---|--|

## 女性のエンパワーメントについて（つづき）

生物学的性差もジェンダー・アイデンティティの多様性も等しく尊重されるべきものだと考えています。

「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、すべての国民が、その性的指向またはジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである、との理念を掲げています。そのような理念にのっとり、性的指向およびジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが大切です。

なお、ジェンダー・アイデンティティの多様性は尊重されるべきものですが、どのような場合においても、本条例の規定により、本人の自己の性別に対する認識が戸籍上または身体上の性別より優先されるわけではありません。詳細は「F. ジェンダー・アイデンティティおよびアウティングの禁止に関する規定について」の2つ目のマスをご参照ください。

意思決定過程に多様な意見を反映させるため、区の附属機関等における委員構成については、偏りが生じないことを前提に、会議の目的等に応じて運用上の工夫を図れるよう検討してまいります。

(E)

生理用品については、区では「優しさをかたちにプロジェクト」として、防災備蓄品を活用し、生理用品の入手が困難な方を対象に無償配布を行っています。配布場所は、男女共同参画センター、子育て応援課、暮らし・しごと応援センター、区内保健センターです。詳細は区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/hpg000030767.html>

男性支援については、コロナ禍を機に男性の生きづらさが顕在化していることは重要な課題と認識しており、性別等にかかわりなく多様な人々が自分らしく生きることができる社会が必要です。生きづらさの解消には、男性が直面している課題に女性の意見を取り入れ、同様に女性が直面している課題に男性の意見を取り入れることで、新たな発見や理解を得ることができるのでないかと考えます。区では、今後、推進会議の開催や推進計画の策定等を通じて、当事者の声を施策の充実や改善に反映させることで、より包括的かつ効果的な支援策の実施に取り組んでいきます。

なお、区では、55歳以上の男性区民の方を対象に前立腺がん検診を行っております。詳細は区ホームページをご覧ください。

<https://shinagawa-ganweb.jp/article/2021122100070/>

## ジェンダー・アイデンティティおよびアウティングの禁止に関する規定について

令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」は、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、（中略）性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること」を目的としています。

同法では、ジェンダー・アイデンティティを「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」と定義しています。

区では、同法の施行に伴い、本条例において、これまでの「性自認」という表現から「ジェンダー・アイデンティティ」を用いることにしました。

また、同法は、すべての国民が、その性的指向またはジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念を掲げています。そのような理念にのっとり、性的指向およびジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが大切です。

F

ジェンダー・アイデンティティの多様性は尊重されるべきものですが、どのような場合においても、本条例の規定により、本人の自己の性別に対する認識が戸籍上または身体上の性別より優先されるわけではありません。

「品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例（平成24年条例第25号）」では、7歳以上の男女を混浴させないこと等が規定されているほか、令和5年6月23日付薬生衛発0623第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」では、男女とは「身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業及び旅館業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えています」とされています。

【参照】<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001112499.pdf>

本条例が、法律による規制を上回ることはないため、性の多様性の尊重を理由に、違法とされているものが合法とされるわけではなく、犯罪が正当化されるものではありません。

区としては、この条例の趣旨が、区民・事業者等に正しく理解され適切な行動や施設管理につながるよう普及啓発に努めてまいります。

|   |   |
|---|---|
| ジェンダー・アイデンティティおよびアウティングの禁止に関する規定について（つづき） |   |
| (F)                                       | 区有施設については、施設の目的・用途等に応じて、男性用トイレ、女性用トイレ、機能別トイレの整備を基本として考えています。スペースの関係上、男性用トイレ、女性用トイレ、機能別トイレの整備が困難な場合は、地域等のご意見を聞きながら、利用者が安心・安全に利用できるトイレの整備に努めてまいります。   |
| 区議会・選挙について                                |   |
| G   | <p>区議会の男女定数を平等にすること等については、参政権の根幹に関わることから選挙制度全体の中で論議すべきものと考えております。</p> <p>区では、これまで人権啓発事業などを通じて、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて啓発を行ってまいりましたが、このたび、本条例の基本理念の一つとして「性別等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害が根絶されること」を掲げることを考えています。区は、条例の基本理念を実現するため推進計画を策定し、これに基づきハラスメントが根絶されるよう取り組んでまいります。</p> <p>女性の政治参加を促進するため、区議会において、産前・産後期間に配慮した会議規則の整備を行い、女性が議員活動をしやすい環境づくりに努めています。</p> <p>また、女性の立候補に対する助成制度の創設については、選挙における公正性と平等の観点から、実施は困難であると考えています。</p>  |
| 人事について                                    |   |
| H   | <p>区の女性管理職の割合は、現在18.8%です。女性管理職の割合については、しながらも推進プランにおいて令和7年度までに女性管理職の割合を30%にするという目標を掲げ、女性管理職のロールモデルを提示するなどにより、機運の醸成を図っておりますが、目標達成に向けてさらなる取組が必要であると考えております。</p> <p>引き続き、性別や性的指向、ジェンダー・アイデンティティにかかわらず、職員の昇任意欲の醸成とともに、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援や職員採用の強化による負担軽減など総合的に取り組むことにより、職員がその能力を最大限發揮できる職場環境の整備に努めてまいります。</p> <p>なお、品川区立小・中・義務教育学校の女性管理職の割合は、現在27%です。人事権を持つ東京都教育委員会による配置となりますが、区教育委員会としても、（働きやすい環境を整備するなど、）引き続き管理職への機運醸成を図っていきます。</p>   |
| 選択的夫婦別姓について                               |   |
| I   | 選択的夫婦別姓については、立法機関である国会の場で議論を十分に尽くすべきものと考えております、国の動向を注視してまいります。  |
| 検討委員会について                                 |   |
| J   | <p>区では、令和5年6月に「品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、男女平等および性の多様性を基本理念とする条例に盛り込むべき考え方に関する検討を行ってきました。本検討委員会の設置に先立ち区民委員を公募し、委員は公募区民2名や区内関係団体の代表3名、学識経験者5名の計10名の構成です。検討委員会での考え方がまとまった段階で、パブリックコメントを30日間行いました。今後は、令和6年第1回定期会への条例議案の提案を予定しており、議会での審査を通じてご意見を聞き、条例の趣旨に関する区民等の理解が深まるよう努めてまいります。</p> <p>なお、令和5年8月30日に開催した第3回検討委員会会議録要旨については、同年12月4日に開催した第4回検討委員会にて委員確認後に区ホームページへアップいたしました。<br/> <a href="https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/2023/20230906085709.html">https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/2023/20230906085709.html</a></p> <p>第4回・第5回検討委員会の会議録要旨については、校正終了次第、区ホームページに掲載いたします。</p> |
| パブリックコメントについて                             |   |
| K   | <p>回答までのページ遷移につきましては、ご不便をおかけして申し訳ございませんでした。リンク先を変更し、遷移するページ数を短縮するなど、パブリックコメント募集期間中に改善をいたしました。</p> <p>パブリックコメントの意見応募フォームにおける性別の選択肢につきましては、ご意見を踏まえ、関係部署で協議してまいります。</p>  |